

エコレールマーク協賛企業使用規程

第1条（目的）

この規程は、エコレールマーク事業実施要項第4章に基づき、エコレールマーク協賛企業（以下、「協賛企業」という。）がエコレールマークを使用するにあたって必要な事項を定めるものです。

第2条（定義）

「協賛企業」とは、エコレールマークの認定を受けた商品又はエコレールマーク取組企業の認定を受けた企業の商品の輸送・流通に関わっており、かつ、次の掲げる事項のいずれかに該当する事業者とします。

- ・貨物鉄道事業者
- ・貨物利用運送事業者（鉄道を利用する者に限る）
- ・鉄道輸送用コンテナを保有している事業者
- ・流通事業者

ただし、鉄道貨物輸送に関わる事業者であって、エコレールマークの目的を理解し、エコレールマークの積極的な表示を通じて、消費者への理解を促すための使用が予定されている場合など、制度の趣旨に照らし、運営・審査委員会が適当と判断する場合はこの限りではありません。

第3条（協賛金）

協賛企業におけるエコレールマーク協賛金は、1企業当たり1口10万円（1年分）とし、協賛企業は1口以上支払うことにより、エコレールマークを使用することができます。なお、協賛企業側の事由によりエコレールマークの使用を中止した場合には、既納の協賛金は返還できません。

第4条（使用申請、使用方法、使用マーク）

1. 協賛企業としてエコレールマークを使用しようとする際は、別添1の使用申請書を公益社団法人鉄道貨物協会 エコレールマーク事務局（以下、「事務局」という。）に提出して下さい。
2. 協賛企業におけるエコレールマークの使用方法は、原則として以下の例に限ります。ただし、運営・審査委員会にてエコレールマークの普及に適切な使用方法であると判断する場合には、この限りではありません。
鉄道車両、コンテナ、環境報告書、ウェブサイト、ポスター、名刺、新聞等広告

カタログ（企業の取組みの説明に係る箇所）、店舗での認定商品の展示・販売を行う際のPOP広告等（流通事業の場合）

3. 協賛企業が使用できるエコルールマークは、別添2の表示マークのみとします。

第5条（使用契約）

公益社団法人鉄道貨物協会は、別添1の使用申請書に記載された使用方法が適切であると認めた場合は、協賛企業との間でエコルールマーク使用契約を締結します。契約締結後、協賛企業はエコルールマーク協賛金を2年分一括して支払うことを原則とします。

第6条（使用期間）

協賛企業におけるエコルールマークの使用期間は、エコルールマーク使用契約の締結日から起算して2年間を原則とします。この期間後も引き続きエコルールマークの使用を希望される場合は、使用期間満了の1ヶ月前までに契約更新手続きを行って下さい。

第7条（使用状況などの調査）

事務局は、エコルールマーク事業の適正な実施を図るため、協賛企業に対し、エコルールマークの使用状況などについて報告を求め、または必要な調査を行うことがあります。

第8条（協賛企業の認定取り消しなど）

エコルールマーク使用申請書の記載内容に虚偽があった場合、エコルールマークが不正に使用された場合などは、認定の取消その他必要な是正措置をとります。

認定が取り消された時は、エコルールマークの使用期間中であっても、認定取消日をもってエコルールマーク使用契約は解除され、エコルールマークは使用できません。

附 記

1. 2005年 9月20日 制定施行
2. 2006年 5月30日 改定施行
3. 2009年10月29日 改定施行
4. 2022年 3月 2日 改定施行

様式 1 (協賛企業) 1 ページ

(この欄は事務局で記入します)

書類受領日	企業番号	審査日
-------	------	-----

エコレールマーク協賛企業 エコレールマーク使用申込書
(2年更新・新規用)

公益社団法人鉄道貨物協会 エコレールマーク事務局 行

提出日	20 年 月 日		
企業名	フリガナ		
所在地	〒		
申込み責任者	部署名		
	役職	氏名	フリガナ
	TEL		
E-mail	@		
窓口ご担当者 (書類送付先など、事務局よりご連絡する方)	部署名		
	役職	氏名	フリガナ
	所在地		
	TEL		
E-mail	@		

エコレールマーク事業実施要項第4章の規定に基づき、以下のとおり申し込みます。

企業名 (上記と同じ場合でも、もう一度お書き下さい)

--

協賛企業 ロゴ



(図12 1C)



(図12 2C)



(図12 3C)



(図13 1C)



(図13 2C)



(図13 3C)